

# 八代のナベヅル

ナベヅル環境保護協会編

中国新聞社





八代のツル保護関係年表

江戸時代	明治	大正	昭和	平成
一八二〇 幕府による、ツル保護、捕獲禁止令。穴戸藩士林此面、病気のツルを保護、(文政3) つる塚を建立。 一八六七 王政復古。幕府のツル保護令は自然消滅。(慶応3) 減。日本各地でツルが乱獲。八代では住民がツルの捕獲禁止を申し合わせる。	一八八七(20) 大内村の獵師、八代のツルに発砲。山口県令でツル捕獲禁止に。当時の飛来数10〜20羽。撃たれて死んだツルの墓が建てられる。 一八九二(25) 全国のツル、政府によって保護鳥に指定。 一八九五(28) 病死したツルのため鶴之墓を建立。その後、現在のえい鶴地に移設。 一九〇四(37) 八代地区一帯、禁獵区となる。飛来数約40羽。 一九一四(47) 八代村野鶴保護会、結成。	一九二二(10) 天然記念物・八代村鶴渡来地に指定される。飛来数約100羽。 一九三二(7) 観光客が急増。ツル集合地周辺道路に鉄鎖を設置。 一九四〇(15) 飛来数355羽、最大を記録。 一九五五(30) 特別天然記念物・八代村のツル及びその渡来地に指定。飛来数105羽。 一九五六(31) 八代村ほか三村合併、熊毛町となる。飛来数145羽。 一九六〇(35) 八代中学校、ナベツルの本格研究開始。 一九六二(37) 北海道、出水市と野鶴保護協議会開催。 一九六三(38) 弘中数実、野鶴監視人となる。 一九六四(39) 野鶴監視所を開設。給餌田とねぐら用山林400アールを町が買収。飛来数109羽。 一九六七(42) 飛来数68羽。70年まで100羽以下。 一九七二(46) 減反政策がはじまる。飛来数108羽に回復。 一九七二(47) 八代地区を縦貫する徳山・光バイパス開通。飛来数106羽。 一九七三(48) 町、ツルの生態緊急調査実施。飛来数134羽。	一九七四(49) ねぐら隣接地にゴルフ場造成。飛来数102羽。 一九七五(50) 町、ねぐら用地70アール買収。その後77年に36アールを買収。山陽新幹線開通。 一九七八(53) 町、給餌田27アール買収。飛来数89羽。再び100羽をわる。 一九八一(56) 山口放送、ナベツル北帰行ルート調査を実施放送。 一九八四(59) 第2回ツルの生態緊急調査。飛来数63羽。 一九八五(60) 八代のツルを愛する会誕生。組織的ねぐら整備事業はじまる。飛来数64羽。 一九八七(62) ロシアのビキン川流域で標識されたナベツルのA15、飛来。山陽自動車道の工事開始。飛来数58羽。	一九八九(1) 徳山、下松のねぐらを特別天然記念物に追加指定。飛来数65羽。 一九九〇(2) ふるさと創生事業・ツルの里づくりはじまる。八代小学校、つる日記の発行をはじめ、毎年、つづられる。山陽自動車道・徳山東へ熊毛、開通。飛来数48羽。 一九九一(3) 野鶴監視所改築。飛来数41羽。 一九九二(4) 山陽自動車道・熊毛へ岩国、開通。飛来数39羽。 一九九三(5) 八代盆地中央部の水田整備事業はじまる。飛来数31羽。 一九九四(6) 鶴いこいの里交流センター開館。ナベツル環境保護協会誕生。飛来数27羽。 一九九五(7) 愛する会、ナベツルサミットを開催。研究者、八代の越冬地の絶滅の懸念を発表。県、長期的保護対策調査を開始。飛来数23羽。 一九九六(8) ツルのねぐら整備事業を拡大。飛来数20羽。 一九九七(9) 県、長期的保護対策調査を中間報告。デコイによる誘引も検討へ。飛来数26羽。

きにもみまをまいてやりました。それまでつづけてきた、むかしからの「村のおきて」を守り、ツルの保護をつづけたのです。罰せられることもなくなったのに、なぜだったのか。四方を山にかこまれ、隔離された山里で、世の中の変化を知るのがおくれたのか。急激な変化をさらう保守的な精神風土がそうさせたのでしょうか。八代は、ツルにとって数少ない安心してくらせる聖域(サンクチュアリ)になりました。ツル保護の山口県令

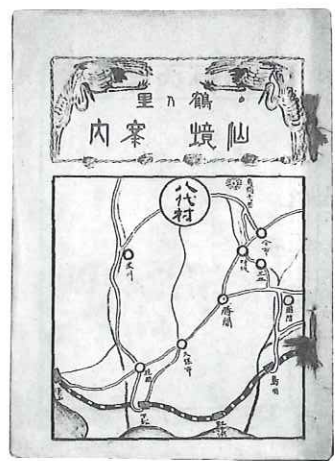
明治なかばまでに、西日本各地にあったナベツルの生息地は消滅し、鹿児島県の阿久根、出水、そして山口県の八代などにかぎられてしまいました。ほかの地域でツルが少なくなったため、ひそかに獵師がツルを撃ち八代へくるようになりました。しかし人びとは、ツルを撃たないよう獵鳴らし、手に手に鋤や鍬をもってかけつけ、獵師をとりかこみ、大騒ぎをしたといえます。

この騒ぎが、山口県知事の耳にも届きました。一八八七(明治二〇)年四月六日、県知事は八代村のツルの捕獲を禁じる県令を発令しました。「違背したものは一日以上十日以下の拘留に処し、又は五錢以上一円九十五錢以下の科料に処す」という厳しいものでした。

これは、近代日本の鳥獣保護に関する初めての法的措置でした。明治政府が「狩獵規則」を定め、あらためてツルを保護鳥にしたのは五年後の一八九二(明治二五)年。史跡名勝天然記念物保存法ができ、八代が「鶴渡来地」として天然記念物の指定を受けたのは、さらに時代がさがって一九二二(大正一〇)年のことでした。

八代は、日本の近代自然保護精神、自然保護制度の発祥の地だったので

師を説得し、追いついたといえます。それでも八代への飛来数はすこしずつ減り、一時は二〇羽以下になりました。絶滅寸前でした。心配した八代村の村長は、村内のナベツルを禁獵にするよう山口県知事に請願しました。うわさを聞いたほかの村の獵師が、禁獵になる前に捕ってしまおうとやってきて、田んぼにいたナベツルを銃で撃ち、一羽を即死させ、二羽を傷つけました。おこった村人たちは、半鐘を打ち



●大正時代

こうしてツルを守りぬいた八代には、毎年、一〇〇〜一五〇羽のナベツルが、安定して渡ってくるようになりました。交通の便が悪いにもかかわらず、文人や画家、写真家はじめ多くのツルの見物客が八代をおとずれ、村はちよつとした観光地になりました。「仙境・鶴の里」が、当時のキャッチフレーズで、一九二六(大正一五)年には高松宮、二九(昭和四)年には秩父宮もおとずれています。天然記念物に指定されてからは、保護の態勢もとのえられ、国の予算による給餌がおこなわれるようになりました。防護柵や看板類が設置